

社会福祉法人英雄会 役員報酬等規程

第1条（目的）

この規程は、社会福祉法人英雄会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び旅費（費用）等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（報酬等の支給）

役員等には、その職務執行の対価として、別表1に定める報酬等を支給することができる。

第3条（報酬等の算定方法）

役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- （1）報酬については、別表1に定める額とする。
- （2）理事長については、理事会及び評議員会等への出席に係る報酬は支給しないものとする。
- （3）役員等が法人業務のため出張したときは、出張旅費規程に基づき旅費（交通費、宿泊費）を支給する。

第4条（報酬額）

- 1 評議員の報酬は、1人当たり各年度の総額が5万円を超えない範囲とする。
- 2 理事長の報酬は、法人経営及び施設運営全般を統括する職責に鑑み、各年度の総額が700万円を超えない範囲とする。
- 3 理事の報酬は、採用活動、法人運営及び施設運営に係る業務への従事状況を勘案し、1人当たり各年度の総額が100万円を超えない範囲とする。
- 4 監事の報酬は、1人当たり各年度の総額が20万円を超えない範囲とする。
- 5 理事は、採用活動、法人運営及び施設運営に係る業務に従事した場合、その職責及び業務内容に応じて理事報酬を支給することができる。

第5条（理事長賞与）

理事長には、法人の業績及び職務執行状況を勘案し、予算の範囲内において賞与を支給することができる。

第6条（報酬等の支給方法）

- 1 理事長報酬については毎月20日に支給する。ただし、その日が休日に当たるときは職員給与規程第7条に準じた日とする。
- 2 理事報酬については、理事会の承認を経て定めた額を支給することができる。
- 3 会議への出席及び施設業務に対する報酬は、当該会議等に参加した都度支給する。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときは、立替金その他控除すべき金額を控除して支給する。

第7条（報酬等の日割計算）

- 1 新たに理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 理事長が退任し、又は解任された場合は、その前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数を基礎として日割りにより計算する。
- 4 理事長が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

第8条（端数処理）

この規程により計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

第9条（公表）

当法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項に定める報酬等の支給基準として公表する。

第10条（改廃）

この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

第 11 条（補則）

この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

附則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 11 月 28 日 一部改正

令和 8 年 4 月 1 日 一部改正

(別表 1)

(1) 理事長

役職名	報酬額
理事長	月額 350,000 円

(2) 理事

	日 額 (1 日につき)
理事会等の会議への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	全日 15,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	半日 10,000 円

(3) 監事

	日 額 (1 日につき)
監事監査への出席、理事会、評議会への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	全日 15,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	半日 10,000 円

(4) 評議員

	日 額 (1 日につき)
評議員会等への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	全日 15,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	半日 10,000 円